

平成26年度

市・県民税のお知らせ

今年度の市・県民税納税通知書は、6月6日付で発送します。

給与から市・県民税が引き落としされるかたには、事業所を通じて税額の通知書が配布されます。

お問い合わせ
税務課市民税係
☎43-7033

市・県民税の計算の仕方

市・県民税額

普通徴収は年4回、給与特別徴収は年12回、
年金特別徴収は年6回で納付します。
※就職・退職した場合などは回数が変わります。

均等割額

一定額
(5,800円)

所得割額

所得に応じて金額が
決まります。

= +

所得割額の計算の仕方

収入

- ・給与収入
- ・事業収入
- ・年金収入 など

必要経費等

- ・給与所得控除
- ・事業経費
- ・公的年金控除 など

所得金額
①

(※一時所得や総合譲渡所得等には
特別控除や、更に2分の1の金額
とするなどの規定があります。)

=

所得金額
①

所得控除額

- ・基礎控除
- ・扶養控除
- ・配偶者控除
- ・社会保険料控除
- ・医療費控除 など

課税所得金額
②

(千円未満切り捨て)

=

課税所得金額
②

税率

市民税
6%
県民税
4%

税額控除

- ・配当控除
- ・調整控除
- ・住宅借入金等特別税額控除
- ・寄付金税額控除 など

配当割額
または
株式等譲渡
所得割額の
控除

= 所得割額

●課税所得金額が300万円の場合の所得割額

【市民税】 $300\text{万円} \times 6\% = 18\text{万円}$

【県民税】 $300\text{万円} \times 4\% = 12\text{万円}$

※分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

計算の例

給与所得者や年金受給者が対象です。
給与所得者は、事業所が市・県民税を毎
月の給料から引き落として市に納付しま
す。6月から翌年5月までの12回で全額
を納付します。
年金受給者は、年6回の年金から、4月、
6月、8月の仮徴収分と、10月、12月、翌
年2月の本徴収分が引き落としされます。
新たに年金から引き落としされるかたは、
6月と8月は普通徴収で納付し、10月、
12月、翌年2月は年金から引き落としあ
ります。

市・県民税を、6月、8月、10月、翌年
1月の年4回、納付書または口座振替で
納付する方法です。
●特別徴収
前年の所得に基づき算出する税金で
す。所得税と同様に所得を求めますが、
控除額は所得税と異なります。

●均等割
行政施策に要する費用の一部を、均等
に負担する趣旨で設けられています。前
年中の所得金額が一定以上のかたが負担
する税金です。

市・県民税
用語解説

前年中の所得金額に基づき納める地方
税で、均等割と所得割の合計額で計算し
ます。住民税とも言います。
※就職した年は、前年に所得が無ければ
市・県民税は課税されませんが、退職
した年は、現時点で所得が無くても、
前年の所得に基づいて課税されます。